

喜多方市公共工事建設発生土の民間受入地公募実施要領

(令和6年2月20日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、喜多方市が発注する公共工事の建設発生土（以下「建設発生土」という。）のうち、現場内利用や他の建設工事等への活用が困難な建設発生土について、民間事業者が設置・運営・管理する受入地の公募に関する手続を定め、適切で安全な建設発生土の処理及び公共工事の円滑な執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 民間受入地 民間事業者が設置・運営・管理する受入地（埋立地、採石場跡地等）で、喜多方市に登録し、建設発生土を有償で処理する受入地
- (2) 事業者 民間受入地を設置・運営・管理する者
- (3) 受入費 当該民間受入地で建設発生土1 m³当たりの処理に要する費用
- (4) 受注者 喜多方市（水道事業・下水道事業を含む。）が発注した公共工事を受注した者

(民間受入地の登録条件)

第3条 民間受入地として登録を受けるための条件は、次の各号の全ての要件を満たしていること。

(1) 受入地の要件

- イ 事業者自ら所有している又は所有者が建設発生土の受入れについて同意した土地であること。
- ロ 建設発生土の受入地として、関係法令等の許可又は手続きが完了している土地であること。
- ハ 受入場所の面積が十分確保されている土地であること。
- ニ 民間受入地まで大型ダンプトラック（10 t）の通行が可能であり、かつ周辺的环境及び交通等に顕著な影響を及ぼす恐れがない土地であること。
- ホ 廃棄物等が不法に投棄されていない土地であること。
- ヘ 暴力団関係者の所有又は関与する土地でないこと。
- ト 建設発生土の搬出に併せた受入が可能な土地であること。
- チ 受入費が適正であること。
- リ 周辺住民への事前周知、理解が得られている土地であること。
- ヌ 喜多方市内の土地であること。

(2) 建設発生土の受入に関する要件

イ 建設発生土の搬入完了後の管理は、事業者の責任において実施すること。

(事業者の資格要件)

第4条 事業者（協同組合、協会、共同企業体の場合は、構成する全ての個人・法人を含む。）は次の各号の全ての要件を満たしていること。

(1) 次のいずれかに該当すること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業（土木工事業、とび・土木工事業又はしゅんせつ工事業のいずれかに限る。）の許可を有していること。

ロ 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条に規定する砂利採取業者の登録を受けていること。

ハ 採石法（昭和25年法律第291号）第32条に規定する採石業者の登録を受けていること。

(2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に規定する暴力団及び暴力団関係者との関係がないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(5) 第15条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しから3年を経過していること。

(民間受入地の登録申請)

第5条 事業者は次の各号に掲げる申請書類を提出する。喜多方市長は申請書類の提出を随時受け付けるものとする。なお、申請書の添付書類については必要な内容が確認できる資料等の添付により代替できるものとする。

(1) 民間受入地の登録申請書（様式第1号）

(2) 民間受入地実施状況書（様式第2号）

① 位置図（別添）

② 平面図（別添）

③ 横断図（別添）

④ 構造図（別添）

⑤ 現況写真（受入地の全景、荷卸し場所、進路等の状況がわかるもの）

⑥ 受入開始予定

⑦ 全体計画土量（盛土・埋戻し）

⑧ 土地の権利等に関する書面（登記簿・公図・要約書・借地の場合は賃貸借契約書等）の写し

⑨ 民間地受入地受入条件

- イ. 受入エリア（市町村区域等）
- ロ. 受入可能日、時間帯
- ハ. 受入対象土（土質区分基準等）
- ニ. 受入費（消費税抜） / 1 m³当たり
- ホ. 受入利用者の遵守事項及び利用手順
- ヘ. その他

⑩ 受入土量確認方法

- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 周辺住民の理解を得たことが分かる資料（任意様式）
- (5) 関係法令チェックリスト（様式第4号）
- (6) 関係法令等の許可証等の写し

（民間受入地の公募）

第6条 喜多方市長は、ホームページへの掲載又はその他の方法により、建設発生土の民間受入地を公募する。

（申請書類の審査）

第7条 契約管理課長は、前条による申請があった場合、申請書類を確認し必要に応じて現地調査を行う。

- 2 契約管理課長は、前項の確認及び現地調査終了後、第3条及び第4条に規定する登録条件等について審査する。

（民間受入地の登録）

第8条 喜多方市長は、前条第2項による審査及び第9条第1項の協議により、民間受入地とすることが適当と認めた場合には、別紙1による必要な条件を付して民間受入地として登録を行う。なお、登録については随時行うものとする。

- 2 喜多方市長は、前項により登録を行う場合には、「公共工事建設発生土に係る民間受入地登録決定通知書（様式第5号）」により申請者に通知する。
- 3 喜多方市長は、審査により適正と認めない場合には、「公共工事建設発生土に係る民間受入地不採用通知書（様式第6号）」により申請者に通知する。

（民間受入地の受入費）

第9条 喜多方市長は、事業者が申請時に受入条件として提示する受入費については、事業者と協議の上、決定する。

- 2 事業者は、受入費を改定しようとする場合には、「民間受入地に係る受入費改定協議書（様式9号）」により、協議を行うものとする。

(受け入れ土量の確認)

第 10 条 事業者は、建設発生土を受け入れた場合に、「公共工事建設発生土受入証明書（様式第 7 号）」により受け入れた最終土量の受入証明書を受注者に発行すること。

- 2 受注者は、事業者が発行する受入証明書を完成図書に添付し、工事の発注者に提出すること。また、民間受入地の計量システム等から発行される明細書（民間受入地が、計量システム等から明細書等を発行していない場合は、これに代わる資料）を完成検査及び施工中に監督員から提示を求められた場合は、速やかに提示しなければならない。

(建設発生土の管理等)

第 11 条 事業者は、第 8 条により登録を受けた民間受入地について、管理責任者を指定し、適正な運営及び災害発生の防止のために必要な管理をさせなければならない。

- 2 事業者は、受け入れた建設発生土について「建設発生土管理台帳」を作成し、当該建設発生土を搬入した受注者、受入日、受入量、その他建設発生土の管理に必要な事項を記録し、5 年間保存すること。
- 3 事業者は、受け入れた建設発生土を搬出する場合は、「建設発生土管理台帳」に搬出日、搬出先及び搬出量を記録するとともに、当該建設発生土を搬入した受注者にその内容を書面により報告すること。
- 4 事業者は、搬出先の事業者が当該建設発生土を他の土砂置場等に搬出する場合は、前項による報告を行うよう申し送ること。
- 5 事業者の民間受入地が国土交通省の「ストックヤード運営事業者登録規定」により登録された受入地に該当する場合は、前項の申し送りは不要とする。

(民間受入地の空き容量の報告)

第 12 条 事業者は、年度ごとに空き容量を、様式第 12 号により喜多方市長に報告すること。ただし、喜多方市長が求めた場合、事業者はその時点の空き容量を報告すること。

(事業者の責務)

第 13 条 事業者は、民間受入地において土砂の崩落、流出等の事故が発生した場合、事業者の責任で速やかに対策を行うとともに喜多方市及び関係機関に連絡すること。

- 2 事業者は、民間受入地周辺に汚濁水、流出土砂等による影響があった場合、事業者の責任で速やかに対策を行うとともに喜多方市及び関係機関等に連絡すること。

(民間受入地の登録の解除)

第 14 条 事業者は、民間受入地の登録を解除したい場合、解除する 3 か月前までに喜多方市長へ「公共工事建設発生土民間受入地の登録解除届出書（様式第 10 号）」を提出するこ

と。

2 喜多方市長は、前項の申出を受け登録を解除した場合は、事業者へ通知する。

(民間受入地の登録取消し)

第 15 条 喜多方市長は、民間受入地の登録後、次の事実が判明した場合には、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の内容が含まれていた場合
- (2) 諸法令に違反した場合
- (3) 事業者が倒産・廃業した場合
- (4) 第 4 条各号の要件を満たさなくなった場合
- (5) 申請内容及び登録条件と異なった受入状況が認められた場合

2 喜多方市長は、前項により登録を取り消した場合は、事業者へ通知する。

(その他)

第 16 条 登録及び登録後にかかる提出書類等の経費については、全て事業者負担とする。

2 建設発生土の受入れについては、民間受入地に登録されていても搬入されることを確約するものではない。

3 本要領に定めのない事項で疑義が生じた場合は、必要に応じて喜多方市と事業者とが協議して定める。

附則

この要領は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 9 月 26 日から施行する

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 令和 6 年 3 月 31 日以前に登録された民間受入地については、改正前の第 3 条及び第 8 条第 1 号の規定を適用する。

(様式第 1 号)

民間受入地の登録申請書

喜多方市長 様

令和 年 月 日

建設発生土の喜多方市公共工事建設発生土の民間受入地公募実施要領第 5 条に基づき、
建設発生土の受入地として関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請者

ふりがな	
商号及び名称	
ふりがな	
代表者役職氏名	印
住所	(〒 -)
電話番号	

2 受入地

受入地の所在地		
受入地の面積		
受入希望土量		
受入開始希望月日	年 月 日	
受入地の所有者	ふりがな	
	氏名・名称	
	住所・所在地	

(様式第2号)

民間受入地実施状況書

(1) 図面(無い場合は、概略図等でも可とする。)

- ① 位置図(別添)
- ② 平面図(別添)
- ③ 横断図(別添)
- ④ 構造図(別添)
- ⑤ 現況写真(受入地の全景、荷卸し場所、進路等の状況がわかるもの)
- ⑥ 受入開始予定 自 年 月 日
- ⑦ 全体計画土量(盛土・埋戻し)
- ⑧ 土地の権利等に関する書面(登記簿・公図・要約書・借地の場合は賃貸借契約書等)写し
- ⑨ 民間受入地受入条件
 - イ. 受入エリア(市町村区域等)
 - ロ. 受入可能日、時間帯
 - ハ. 受入対象土(土質区分基準等)
 - ニ. 受入費(消費税抜) / 1 m³当たり
 - ホ. 受入利用者の遵守事項及び利用手順
 - ヘ. その他
- ⑩ 受入土量確認方法

(2) 誓約書(様式第3号)

(3) 地元の理解を得たことが分かる資料(任意様式)※周辺地区の土地所有者及び区長の同意書等

(4) 関係法令チェックリスト(様式第4号)

※関係法令等の許可証の写し

(※下記に該当する場合は省略可)

※砂利採取法、採石法による採取計画の認可、農地法第5条による転用許可、国土交通省の「ストックヤード運営事業者登録制度」への登録、その他土砂の受入に関して国または福島県の認可等を受けている場合は、その許可・登録状況及び申請内容の詳細が確認できる資料(申請書の写)を添付すること。

※⑨ニ 受入費については、地山土量1 m³当たりで記載してください(消費税抜き)。

参考: ダンプ1台当たりの受入費から地山土量1 m³当たりの受入費への変換

(砂、砂質土の場合) 地山状態 10 t当たりの体積 10/1.80 ≒5.5 m³

ほぐした土量 10 t当たりの体積 10/1.80×1.20 ≒6.6 m³

例: 10 t ダンプ 8,000 円(税抜) / 台=8,000/6.6=1,212 円/m³≒1,210 円/m³

(※1,000 円以上の時は10 円未満捨て)

(様式第3号)

誓約書

令和 年 月 日

喜多方市長 様

申請者
住 所
事業所名
代表者名

印

私は、喜多方市が発注する建設工事の建設発生土の民間受入地申請にあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 受入地は、所有者自ら所有する又は土地所有者から受け入れについて同意を得た土地です。
- 2 申請者は「暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」に規定する暴力団員及び暴力団関係者ではありません。
- 3 受入地は、廃棄物が不法に投棄された土地ではありません。
- 4 受入れた土砂は窪地の埋立て低地の嵩上げ等にものみ使用し、転売などの営利目的には使用しません。
- 5 民間受入地として登録されていても、土砂の搬入が約束されるものではないことについては了解します。
- 6 受入れ土砂は発生した状態で受け入れるものとし、市が行う通常の残土処理の工程以外の作業(分別等)は求めません。
- 7 受入れ土砂は申請者の責任において管理します。土砂の崩落や流失等の事故、溢水や汚水による周辺環境への影響等が発生した場合、速やかに対策を行うとともに、関係機関に連絡します。
- 8 建設発生土の受入れによる周辺住民等からの苦情については、申請者の責任において対応します。
- 9 建設発生土の受入れにより必要となる関係法令等への対応については、申請者が行います。
- 10 申請内容に変更又は廃止の事由が生じた場合は、要領に従い速やかに定められた手続きを行います。

関係法令チェックリスト

法令等名称	区域名等	適用の有無		有りの場合：適合確認 (協議の状況等)
		有	無	
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
砂防法	砂防指定地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
自然環境保全法	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域のうち、 特別地区、普通地区	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
自然公園法	自然公園のうち、 特別保護区	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	自然公園のうち、 特別地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	自然公園のうち、 普通地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
森林法	保安林	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	地域森林計画対象民有林	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
地すべり等防止法	地すべり防止区域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区のうち、 特別保護地区	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域のうち、 農用地区域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
農地法	農地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
河川法	河川区域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	河川保全区域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
土壌汚染対策法	掘削を伴う土地の形質変更の面積が一定規模以上 (900㎡または3000㎡以上)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
景観法及び喜多方市景観条例に基づく届出	喜多方市景観条例に規定する届出対象行為	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(様式第 5 号)

○契第 号
年 月 日

事業者名称
代表者 様

喜多方市長

公共工事建設発生土に係る民間受入地登録決定通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、喜多方市公共工事建設発生土の民間受入地公募実施要領第 8 条第 1 項の規定に基づき、登録します。

(様式第 6 号)

○契第 号
年 月 日

事業者名称
代表者 様

喜多方市長

公共工事建設発生土に係る民間受入地不採用通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、審査の結果、下記の理由により民間受入地として登録することができないので通知します。

記

- 1 不採用の理由

(様式第7号)

年 月 日

建設発生土
搬入者様

事業者名称
代表者名

印

公共工事建設発生土受入証明書

下記のとおり、公共工事建設発生土を受け入れたことを証明します。

記

受入工事名:

受入工事場所:

受入期間: 年 月 日～ 年 月 日

受入土量: m³

(様式第8号)

○契第 号
年 月 日

事業者名称
代表者 様

喜多方市長

民間受入地に係る受入費について（協議）

年 月 日付けで申請のあった公共工事建設発生土に係る民間受入地の受入費について、喜多方市公共工事建設発生土の民間受入地公募実施要領第9条第1項の規定により協議しますので、様式第8-1号により回答をお願いします。

年度 受入費： 円/m³（消費税抜）

(様式第8-1号)

年 月 日

喜多方市長 様

事業者名称
代表者名

民間受入地に係る受入費について (回答)

年 月 日付で協議のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

同意する

同意しない

(どちらかに○をつける)

(様式第9-1号)

契第 号
年 月 日

事業所名称
代表者 様

喜多方市長

民間受入地に係る受入費の改定について（回答）

年 月 日付けで協議のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。
記

同意する

同意しない
(理由:)

(様式第 10 号)

年 月 日

喜多方市長 様

事業所名称
代表者名

公共工事建設発生土民間受入地の登録解除届出書

このことについて、喜多方市公共工事建設発生土の民間受入地公募要領第 14 条第 1 項の規定に基づき登録を解除したいので届出します。

記

登録解除日 年 月 日

※「登録解除日」は届出日から 3 カ月以降の日付を記入してください。

(様式第 10-1 号)

○契第 号
年 月 日

事業者名称
代表者 様

喜多方市長

公共工事建設発生土の民間受入地の登録解除について（通知）

年 月 日付けで届出のありましたこのことについて、下記の日付で登録を解除
します。

記

登録解除日

年 月 日

(様式第 11 号)

○契第 号
年 月 日

事業者名称
代表者 様

喜多方市長

公共工事建設発生土の民間受入地の登録取消しについて（通知）

年 月 日 契第 号で登録した下記の民間受入地については、喜多方市公共
工事建設発生土の民間受入地公募実施要領第 15 条に基づき、登録を取り消します。

記

- 1 民間受入地の場所
- 2 取 消 理 由
- 3 取 消 年 月 日

年 月 日

(様式第 12 号)

年 月 日

喜多方市長 様

事業者名称

代 表 者

印

公共工事建設発生土民間受入地の空き容量について（報告）

このことについて、喜多方市公共工事建設発生土の民間受入地公募実施要領第 12 条の規定により、下記のとおり当民間受入地の空き容量を報告します。

記

空き容量： _____ m³ （ _____ 年 _____ 月末時点）

※1 3月末時点の空き容量について、4月15日までに喜多方市長へ報告すること。